

諮問 第 5 5 6 号  
環水大水発第 2 1 0 6 2 9 2 号  
令和 3 年 6 月 29 日

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり 殿

環境大臣  
小泉進次郎  
(公印省略)

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について (諮問)

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和 48 年法律第 110 号) 第 3 条第 3 項の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画 (瀬戸内海環境保全基本計画) の変更について貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

令和 2 年 3 月の貴審議会からの答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」では、湾・灘ごと、さらには湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じた対策が必要であるとともに、令和の里海づくりに向けた 4 つの方策として、①栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保、②瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤、③地域資源の保全・利活用に係る取組の推進、④漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備、の必要性が示された。

さらに、当該答申に引き続き、令和 3 年 1 月、瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性に係る環境大臣への意見具申がなされた。これらを踏まえ、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るため、①栄養塩類の「排出規制」一辺倒からきめ細かな「管理」への転換、②温室効果ガスの吸収源ともなる藻場の再生・創出を後押し、③瀬戸内海を取り囲む地域全体で海洋プラごみの発生抑制を推進、④気候変動の観点を基本理念に追加、を柱とする瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が国会に提出され、令和 3 年 6 月に成立、公布されたところ。

このような状況を踏まえ、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正事項を反映した基本計画を策定するべく、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1184号  
令和3年7月2日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
(公印省略)

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について (付議)

令和3年6月29日付け諮問第556号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。